

水道だより

2019年度版
VOL.19

編集発行／和歌山市企業局 経営管理部 企業総務課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 TEL 073-435-1124 FAX 073-435-1280

平成30年7月豪雨で断水した倉敷市で 応援給水活動を行いました



災害に備えて ～みんなできとくむ災害対策～

全ての市民、事業者、市及び議会は、災害に備える責務があり、自らの安全は自らが守ることを防災の基本とする（和歌山市みんなできとくむ災害対策基本条例第3条より）

自然災害から、市民の皆さんの生命や財産を守るためには、「自助」・「共助」・「公助」の精神のもと市民・地域・行政それぞれが防災意識を高め、みんなで災害対策にとりくむ必要があります。



和歌山市企業局

でみんなできとりくむ災害対策

共助

市民及び事業者が地域において互いに助け合い、互いを災害から守る

- ・自主防災組織などにより、近隣の住民の方と協力し、防災訓練の実施や防災資機材の準備など、災害に備えましょう。
- ・災害時には、飲用水の確保が必要です。近隣の住民と情報共有に努め、互いに助け合い、単身高齢者などの災害時に援助が必要な方の手助けをするとともに、飲料水の確保に協力しましょう。



公助

市が市民等及び事業者を災害から守るための施策を推進すること

●災害に強くたくましい水道施設の整備

水道施設は被災すると復旧まで相当の期間が必要となります。企業局では災害による水道施設の被害を最小限にとどめ、早期に復旧できるように、加納浄水場の更新や配水管路耐震化に取り組むとともに、被災した場合でも飲料水を確保できるよう配水池の整備を進めています。

●災害協定の締結

災害などにより断水した場合、全国の水道事業者が一丸となって、迅速に応援給水が実施されるよう事業者間で相互応援協定を締結しています。

企業局では平成30年7月豪雨で断水した倉敷市へ給水車1台、支援車両1台、職員6名を派遣し、応急給水作業を行いました。

平成30年5月に和歌山市の秋葉山配水池水系で大規模な濁り水が発生した際は、県内県外合わせて18の団体に給水車の応援をしていただきました。

●災害訓練の実施

災害時に迅速な給水活動や復旧活動を行うためには、平常時から他都市と連携を深め、災害訓練を実施することが重要です。

平成30年11月に静岡市で日本水道協会の全国地震等訓練が開催され、全国の63事業者、278名の職員とともに訓練を実施しました。また、同月、京都府内で実施された日本水道協会関西地方支部・京都府支部の合同訓練には、関西の28事業者が参加し、合同で訓練を行いました。



日本水道協会関西地方支部・京都府支部の合同訓練
(平成30年11月)



日本水道協会 全国地震等訓練
(平成30年11月)

「自助」・「共助」・「公助」の精神

自助

市民及び事業者が自己の責任により自らを災害から守る

災害時には、道路交通規制や施設の被災状況などにより、応急給水活動の体制が整うまでに時間がかかることが予想されます。自助による飲用水の備蓄や生活水の確保をお願いします。

●飲料水の備蓄は、1人1日3リットル、3日分をめやすにしてください

- ・清潔でふたのできる容器(ペットボトル等)に、できるだけ空気に触れないよう、口元までいっぱいに入れてください。
- ・沸騰させたり、浄水器等を通すことで、水道水の塩素の効果がなくなることがありますので、そのままの水道水を容器等に入れ、できるだけ日光の当たらない暗所に保存してください。

●清潔なポリ容器等の応急給水容器を備えておきましょう

●お風呂の残り湯などを有効に使いましょう

- ・お風呂の残り湯は、断水時には消火用水や生活用水として様々な用途に使うことができますので、すぐに流してしまわず溜めておきましょう。

※小さなお子さまの事故には、十分注意してください



停電断水に備えて

多くの高層マンションやビルなどで使用されている、「直結加圧方式」と「受水槽方式」の給水方法は、電力で動くポンプで水を送っているため、企業局からの配水が正常に稼働していても、停電が発生した際に、断水となる可能性があります。さらに、停電でエレベーターが使えない場合は、水の購入や運搬も大変困難になると予想されます。停電に備えて事前の備えをお願いします。

平成30年の台風21号では大規模な停電断水が発生しました。台風接近時にも事前の備えが必要です。

- ・1日3リットル×3日間×家族の人数の飲用水の備蓄
- ・お風呂の残り湯を溜めるなど、生活水の備蓄
- ・ご自宅の給水方式と建物管理者(管理組合・管理人・大家さん)の連絡先、非常用給水栓などの有無についての確認

停電断水の場合は、電力が復旧し、ポンプが稼働しないと給水できません。その場合は建物管理者へ連絡する必要があります。また、敷地内に、停電時でも給水可能な「非常用給水栓」や、「非常用自家発電機」などが設置されている場合もありますので、平常時に確認しておく、いざという時安心です。



企業局では、停電時に応急給水ができるよう、給水工事申請時に受水槽に給水栓を設置するよう指導しています。

企業局では、生活に欠かせない水道水を安定して供給するため、平成31年度は古くなった水道管を地震に強い水道管に取り替える工事を重点的に行います。

古くなった水道管

漏水の様子



古くなった水道管は、経年劣化により水圧や道路を通る車の振動、大きな地震の力に耐えられず、破損や継ぎ目が外れ、漏水する恐れがあります。

水道管が漏水すると、修理が完了するまで長時間水が使えない事もあります。また漏水の規模が大きいと道路の冠水、陥没や生活に二次被害を及ぼします。

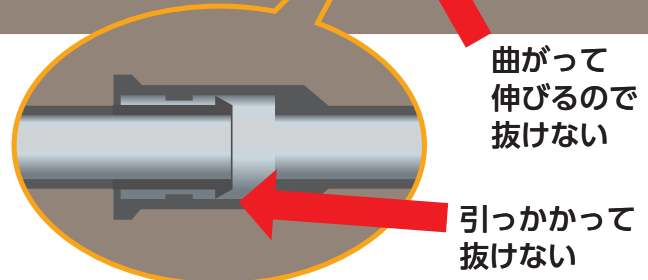
地震に強い水道管

布設作業の様子



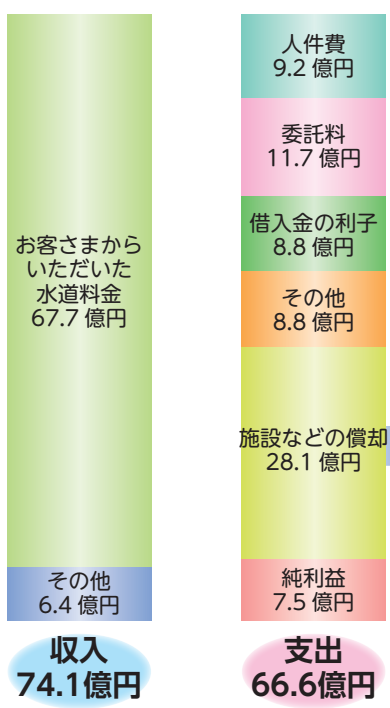
地震に強い水道管(耐震管)には、管の継ぎ目に伸縮性と抜け出し防止機能があります。そのため、地震時の地盤の動きに合わせて管路が動き、抜け出さない仕組みになっています。耐震管はこれまでの大地震でも被害が報告されていません。

工事中は、騒音・交通規制などでご迷惑をおかけしますが、水道管の取り替え工事(耐震化)にご協力をお願いします。

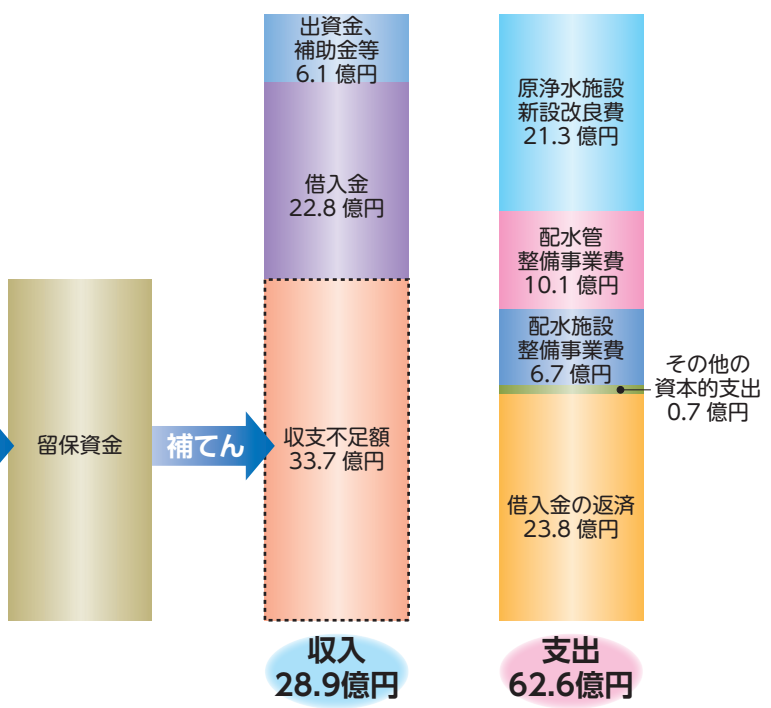


平成29年度水道事業決算状況

水道水をつくりお届けするための収入と支出【収益的収支】



水道施設をつくるための収入と支出【資本的収支】



貸借対照表及び損益計算書については、企業局ホームページに掲載しています。

加納浄水場の更新について

加納浄水場(和歌山市松島408-1)は、和歌山市の基幹浄水場で、昭和48年に稼働してから45年以上が経過し老朽化が進んでいます。平成22年度から浄水場の更新に取り組み、第1期工事が平成30年度末に完了しました。



真砂配水場が稼働します！

真砂浄水場(和歌山市吹上1丁目7-10)内に配水池及びポンプ棟が完成しました。平成31年度から稼働します。



郵便物送付先住所の登録及び検針先住所の確認のお願い

企業局からお客様へ発送した郵便物が届かないことがあります。

検針先住所(水道メーター設置場所)が、空き地、倉庫等で郵便物をお受け取りいただけない方は、郵便物をお届けすることができる住所(送付先住所)の登録をお願いします。

また、送付先住所の登録がない場合は、水道メーター検針時に投函している「使用水量のお知らせ」に記載の住所(検針先)が郵便物の送付先となりますので、記載している住所をご確認いただき、相違がある場合はお手数ですがご連絡をお願いします。

使用水量のお知らせ		請求予定金額のお知らせ		口座振替済のお知らせ	
平成 年 - 月 分 住所		今回請求分 平成 年 - 月 分		振替月分 平成 年 - 月 分	
氏名		水 道 料 金 円 (うち消費税等 円)		使用 水 量 m ²	
お客様番号 巡回番号		下水道使用料 円 (うち消費税等 円)		水 道 料 金 円 (うち消費税等 円)	
地区: 番 親 枝 親 枝		請求予定合計金額 円 (うち消費税等 円)		下水道使用料 円 (うち消費税等 円)	
使用期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		口座振替日 平成 年 月 日		振替日 平成 年 月 日	
今回指示数 m ²		用途 戸数 口径 メーター番号		管理No. 〒640-8156 和歌山市七番丁16番地	
前回指示数 m ²		検針日 平成 年 月 日		ワイチビル1階	
取替までの水量 m ²		検針員		和歌山市水道料金センター TEL 435-1298	
使用水量 m ²		連絡事項			
メーター取替日 平成 年 月 日					

(ご注意) 本票により集金することはありません。

問合せ ▶ 和歌山市水道料金センター 電話 073-435-1298

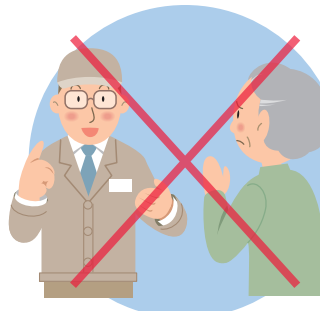
悪質な訪問販売にご注意を！

企業局職員を装ったり、「市から依頼されました」と偽って、突然お客さまのご家庭に電話を掛けたり訪問する業者があります。企業局では次のような行為は行っておりません。

- お客様からの依頼なく、水質検査に訪問することはありません。
- 浄水器などの使用を勧めたり、販売することはありません。
- 水道管の汚れの調査や水道管の清掃を勧めることはありません。



不審に思ったら…
企業局までご連絡ください。



問合せ ▶ 企業総務課 電話 073-435-1124

下水道部からのお願い

- いざという時に備え、内水ハザードマップを活用し、日頃からの対策に役立ててください。

内水ハザードマップとは

大雨により下水道や水路等から雨水が溢れることによって想定される浸水範囲や深さを表したり、過去の浸水箇所などの情報をまとめたものです。

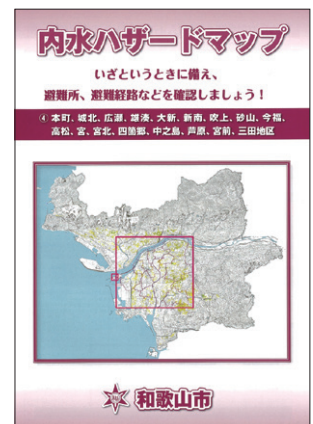
*「内水ハザードマップ」は、和歌山市ホームページにも掲載しています。
(和歌山市ホームページ <http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>)

- 公共下水道が整備された区域にお住まいのみなさまへ



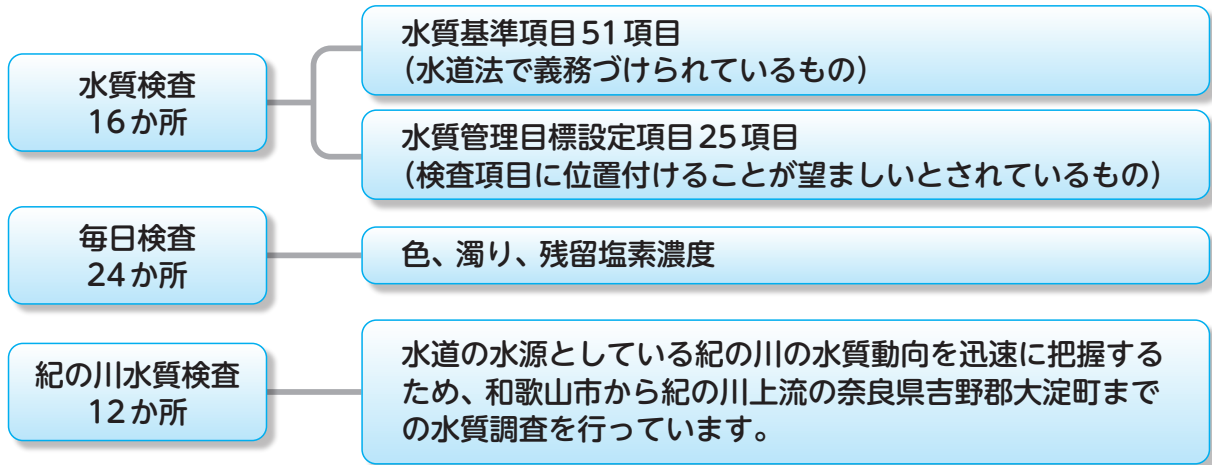
公共下水道への接続をお願いします

生活排水などを公共下水道に接続することにより、公衆衛生の向上や河川の水質保全など、生活環境がよくなります。



安全で良質な水をお届けするために

企業局は、いつでも安全で良質な水道水を安心してご利用いただくために、水源である紀の川から蛇口まで一貫した水質管理を行っています。



水質検査結果と毎日検査結果は「水質年報」及び和歌山市企業局ホームページで公表しています。

水質年報の閲覧

●和歌山市総務局総務部市政情報課 ●和歌山市民図書館

和歌山市企業局ホームページ <http://www.wakayamashi-suido.jp/>

ご家庭での漏水について

●メーターで水漏れが見つかります！

ご家庭の給水管はお客様の財産であり、お客様自身が管理を行う必要があります。宅地内で漏水が発生しますと、お客様のご負担も大きくなります。定期的に水道メーターを確認していただくことで、漏水を早期に発見することができます。

【確認方法】

ご家庭内の蛇口を全部閉めた状態で、水道メーターを見てください。どこも使用していないのにメーターの中のパイロット(メーターの指示数の下にある赤色または銀色の小さいボタンのようなもの)が回転している場合、水道メーターから蛇口までのどこかで漏水している可能性があります(受水槽がある場合はこの限りではありません)。

「水漏れかな?」と思われる場合は、水道料金センターまでご連絡ください。

漏水修理を行う場合は、和歌山市指定給水装置工事事業者又は和歌山市管工事業協同組合に依頼してください。なお、水道メーターから蛇口までの漏水についての修繕費用は、お客様のご負担となります。

水道メーター



パイロット



リットル単位の針

水道メーターボックス



※水道メーターボックスの上には物を置かないようにしましょう。

問合せ先 ▶ 和歌山市水道料金センター 電話 073-435-1298

水道メーターについて

●各ご家庭に設置の水道メーターは、計量法の規定により検定有効期限が8年と定められています。企業局では、8年の有効期限が切れる前に取替えを行っています。取替えの際はご協力をお願いします。

- ・取替対象のお客様へは、事前に「水道メーターの定期取替のお知らせ」を配布します。
- ・取替作業中は一時的に水道の使用ができなくなります。
- ・平成31年度取替地区は、高松、名草(一部)、直川、田野、紀三井寺団地、西和佐、安原、雑賀地区です。

●水道メーターについては、取替えや検針(2か月に1度)の妨げとならないように、次の点に注意していただきますようご協力をお願いします。

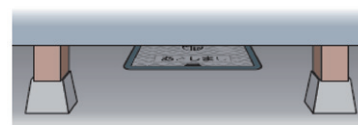
1 メーターボックスの上には車や物を置かないようにしてください。



2 犬は放し飼いにせずに、出入り口やメーターボックス付近から離してつないでおいてください。



3 家の増改築などでメーターボックスが建物内部や床下になる場合は、管理しやすい場所へ移してください。



水道料金

■水道料金表(2か月分) 消費税及び地方消費税(8%)を含む

料金区分 口径	基本料金	従量料金(1㎡につき)					
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段
13mm	1,512円	1㎡~20㎡ 21円60銭	21㎡~40㎡ 151円20銭	41㎡~60㎡ 178円20銭	61㎡~100㎡ 216円	101㎡~200㎡ 270円	201㎡以上 356円40銭
20mm	2,160円						
25mm	3,024円						
40mm	7,560円						
50mm	14,256円						
75mm	28,944円						
100mm	46,224円						

水道料金の計算例

メーター口径13mmで2か月間に48㎡使用した場合。



178円20銭 × 8㎡ = 1,425.6円
151円20銭 × 20㎡ = 3,024円
21円60銭 × 20㎡ = 432円

+

基本料金 1,512円

||

合計 6,393円 (円未満は切り捨て)

※複数戸数(一括請求を行っているマンション等)の料金計算は、届出されている使用戸数に応じて、口径13mmの料金を適用して算出しています。計算例については、企業局ホームページをご覧ください。

※使用戸数とは、マンション等で入居又は退去により変動する実際の使用戸数であり、現在届出されている戸数は検針時に投函する「使用水量のお知らせ」等に記載しています。

※戸数は料金算定の基礎となりますので、変更があった場合は必ず届け出てください。

※水道料金は2か月ごとに請求しています。お支払いは、和歌山市内に本支店のある金融機関、収納取扱コンビニエンスストア、水道料金センター(和歌山市役所西側ワイチビル1F)でお取扱いしています。※便利な口座振替をご利用ください。

■お問い合わせ先

和歌山市水道料金センター TEL 073-435-1298

水道に関する各種お問い合わせ先

お問い合わせ内容	電話	担当
上下水道の料金について	073-435-1298	和歌山市水道料金センター (和歌山市役所西側ワイチビル1F)
水道の使用開始・中止について (4、5日前までにご連絡ください)		
検針、使用水量、使用者・使用戸数(マンション等)などの変更、口座振替について		
給水装置の所有権の変更について		
漏水、濁り水、出水不良、修繕について	073-435-1131	維持管理課
企業局の指定給水装置工事事業者について	073-435-1128	営業課
水質に関するお問い合わせについて	073-471-6950	水質試験事務所
その他のお問い合わせ	073-435-1124	企業総務課
土・日・祝・夜間・年末年始の緊急連絡先	073-435-1313	警備員室